

(郡山市自転車等駐車場設置条例の一部改正)

第47条 郡山市自転車等駐車場設置条例(平成12年郡山市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前		
別表(第8条関係)				別表(第8条関係)		
使用の種類	使用区分	使用料		使用の種類	使用区分	使用料
		自転車	原動機付自転車、大型自動二輪車及び普通自動二輪車			
定期使用	一般	1か月	1,400円	1,500円	1か月	1,000円
		3か月	3,700円	4,300円	3か月	2,900円
		6か月	7,000円	8,100円	6か月	5,400円
		12か月	11,700円	13,500円	12か月	9,000円
	学生	1か月	1,000円	1,000円		
		3か月	2,900円	2,900円		
		6か月	5,400円	5,400円		
		12か月	9,000円	9,000円		
一時使用	1回	100円	150円	一時使用	1回	50円
備考				備考		
<p>1 この表において「学生」とは学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に在学している者をいい、「一般」とは学生以外の者をいう。</p>				<p>1～3 (略)</p>		
<p>2～4 (略)</p>						